

## 議第75号 専決処分の承認について

### 1 提案理由

令和3年3月31日限り失効する過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「旧法」といいます。）に代わり，新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「新法」といいます。）が，同日に公布されました（同年4月1日施行）。

旧法の失効及び新法の制定を受け，呉市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年呉市条例第25号。以下「本件条例」といいます。）の一部を改正し，令和3年4月1日に施行する必要がありましたが，特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから，本件条例の一部改正について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので，同条第3項の規定により，その承認を求めるものです。

### 2 本件条例の制定経緯及び概要

地方税法（昭和25年法律第226号）は，第6条第1項において，「公益上その他の事由により課税を不相当とする場合には，課税をしないことができる。」としています。

本件条例は，過疎地域の産業振興を目的に，旧倉橋町及び旧豊町で課税免除に関する条例が制定されていたものを，平成17年の呉市との合併に際し，呉市税条例（昭和25年呉市条例第33号）の特例を定める条例として制定し直したものです。

また，旧法においては，旧法に規定する要件（詳細は総務省令に規定）を満たす場合には，課税免除による減収額のうち総務省令で定めるところにより算定した額を基準財政収入額から控除すること（以下「交付税措置」といいます。）とされており，これを受けて，本件条例の課税免除の要件は，旧法による交付税措置の要件に合わせていました。

### 3 本件条例の改正の内容

旧法の失効及び新法の制定により，交付税措置を受けることのできる要件としての課税免除の内容が変更されたため，当該変更を本件条例の条文に反映しました。

#### (1) 旧法における要件（旧法第31条）

国において公示された過疎地域において，製造の事業，農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備を新設し，又は増設した者について，機械及び装置，建物又は土地の固定資産税に係る課税免除又は不均一課税を実施した場合で，当該措置が総務省令で定める要件に合致しているとき。

#### (2) 新法における要件（新法第24条）

過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内において，同計画に振興すべき業種として定められた製造業，情報サービス業等，農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備の取得等をした者について，機械及び装置，建物又は土地の固定資産税に係る課税免除又は不均一課税を実施した場合で，当該措置が総務省令で定める要件に合致しているとき。

### (3) 経過措置

- ア 改正前の本件条例の規定により，3か年度にわたる課税免除の措置が決定されているものについては，条例改正後も継続して適用することとしました。
- イ 呉市が定める過疎地域持続的発展市町村計画の計画期間内に取得等がされた固定資産を改正後の本件条例による課税免除の対象としていますが，土地に限っては，計画期間の初日とすることが予定されている令和3年4月1日よりも前に取得されたものであっても，取得時において，旧法の規定に基づく国の過疎地域としての公示区域内にあり，かつ，該当家屋の建設着手の日が取得の日から1年以内である場合については，課税免除の対象に含めることとしました。

## 4 対象区域

### (1) 旧法

旧倉橋町，旧下蒲刈町，旧蒲刈町，旧豊浜町及び旧豊町の区域

### (2) 新法

上記の区域に旧川尻町，旧音戸町の区域を加えた区域

## 5 施行期日

令和3年4月1日